

一般財団法人井内アジア留学生記念財団

2025年度 奨学金募集要項 「介護福祉士養成留学生奨学金」

一般財団法人井内アジア留学生記念財団は、ミャンマー国籍を有し、日本の介護福祉士資格取得のために日本の短期大学に正規生として入学(私費外国人留学生^{*1}に限る)を予定している学生の中から、「介護福祉士養成留学生奨学金」受給者(以下「奨学生」という)を下記の要領により募集する。

記

1. 応募資格

- (1)ミャンマーの国籍を有し、財団の指定する短期大学^{*2}へ春入学予定の者で、その短期大学の推薦書を有する者
(応募時、ミャンマー在住、日本国内在住は問わない。また財団の指定する短期大学の日本語別科等に在籍し、次年度介護福祉士養成科へ進む予定の者も可とする)
- (2)経済的理由により支援が必要と認められる者
- (3)ミャンマーで日本の高等学校に対応する学校の課程を修了した者
- (4)既に JLPT:N2 または同等の資格を取得している者、もしくは JLPT:N3 または同等の資格を取得済で、短期大学入学までに JLPT:N2 または同等の資格合格が見込まれる者(証明書を提出すること)
- (5)「介護福祉士」の国家試験を受けて資格を取得し、卒後5年以上日本国内の介護福祉施設等で勤務する予定の者
- (6)日本の自治体、施設等からの貸付金制度、他の奨学金等を受ける予定のない者。ただし授業料の減免は除く。
- (7)財団が依頼する各種イベントへの参加に協力できる者、奨学金給付終了後も、同窓生として財団の依頼へ積極的に協力できる者
- (8)ミャンマーと日本の懸け橋になる意思を有する者
- (9)給付開始日における年齢が、28歳未満である者
- (10)給付開始までに来日できること。
- (11)学業優秀で人物も優れており、心身とも留学生活に耐えうる健全な者

*1:「私費外国人留学生」とは、出入国管理及び難民認定法別表第1に定める「留学」という在留資格により、日本の大学、大学院において教育を受ける外国人学生で、日本政府から奨学金を受けていない者をいう。

*2: 指定校について 次の項目を満たしていること(条件を満たしているか否かは財団事務局にて確認)

・西日本(中部地方以西)にある短期大学の介護福祉士養成科であること。

・ミャンマー国籍留学生が在籍していること。

・「介護福祉士国家試験」直近2年の内いずれかで養成施設別留学生受験者合格率40%以上かつ留学生合格者数10名以上の短期大学であること。

2. 採用予定人数

25名程度

3. 奨学金の特徴

- (1)奨学金は給付型とし、原則返還の義務はない。
- (2)自治体貸付金制度、他の奨学金等との併給を不可とする。
- (3)奨学生卒業後の介護福祉施設等就職先は本人の自由とし、その他一切についても関知しない。

4. 奨学金の給付内容

以下の(1)(2)(3)を併せて、奨学金として給付する。

- (1) 毎月奨学金:1ヵ月当たり 8 万円とする。
- (2) 授業料: 入学金、学費、施設使用料などの名目で大学に必ず支払う経費を上限とする。
(ただし、保険料等の諸経費や任意の支払い経費は除く)
- (3) 来日時交通費: ヤンゴン空港から最寄り日本国内空港までの航空運賃(エコノミークラス)
- (4) 給付期間: 2025年4月から標準卒業年度の2年間とする。(長期履修制度には対応しない)

5. 応募の手続き

- (1) 奨学金応募に推薦される本人は、応募者申込書類(別紙様式①-1、①-2、①-3)に下記書類(ア~オ)を添えて、入学予定の短期大学を通じて、財団へ提出しなければならない。記載については所定の用紙に収まるように記入すること。なお、申込書類の文字は黒色で、日本語にて提出すること。
 - ア. 推薦者・指導予定教員の推薦状(別紙様式②) 学長推薦書(別紙様式③)に署名・押印し推薦する。
 - イ. 在留カード(日本国政府発行)のコピー(表裏)(来日後速やかに提出すること)
 - ウ. 学業成績証明書(直前の教育機関である高校、日本語学校、大学等の証明書を提出すること)
 - エ. 入学許可証(入学後にすみやかに在学証明証を提出)
- (2) 短期大学は奨学生として相応しいか学内で書類及び面接等により選考し、推薦すること。
- (3) 短期大学入学決定に必要な時期で、それぞれの事情に相談に応じる予定であるが、以下を目安とする。

2025年春入学希望者の申請期限は、2024年11月8日(金)とする。

【注意】封筒に大学担当者の氏名と電話番号を明記のこと。申込書類等は、ホチキス等で留めないこと。
また、申込書類は給付の採否等いかなる理由でも返却いたしません。

6. 選考フロー及び採否の通知

- (1) 選考委員会は、申込書類の内容及び面接(web)により応募者の審査を行い、財団の奨学生として相応しいと認める者を奨学生候補として理事会へ推薦する。
- (2) 理事会は、奨学生候補の審査を行い奨学生として内定する。
- (3) 内定結果(採否)については、電子メールで、短期大学あてに通知する。
- (4) 短期大学は、内定者(申込者)へ結果とともに、奨学金の給付予定日を通知する。
- (5) 内定者は、入学手続きを行い、誓約書、学生証(写し)、並びに日本国内の金融機関に開設した預金口座通帳(写し)を財団へ提出する。なお、入学手続き日から2週間以内に該当書類を送付すること。
- (6) 財団は上記(5)の書類内容を確認後、「決定通知書(原本)」を書留等にて短期大学あてに郵送する。
なお、選考の経過および採否の理由は公表しない。

7. 奨学金の休止・停止・期間短縮及び減額並びに復活

財団は、給付確定後、奨学生に特別な理由がない限り、1週間以上の長期にわたって日本を不在にしたときには奨学金の給付を休止・停止・給付期間の短縮及び減額を行うことができる。

なお、短期大学からの連絡により、上記理由が解消した場合は、復活もあり得る。

8. 奨学金の打ち切り

財団は、奨学生が次の各号の一つに該当すると認められる場合には、奨学金の給付を打ち切りすることができる。

- (1) 申込書類の記載事項に虚偽が発見されたとき。
- (2) 短期大学において懲戒処分を受け、又は成業の見込みがない(休学・留年を含む)と判断されるとき。
- (3) 申込時と異なる大学等に転学又は進学したとき。

- (4) 奨学生の学業又は性行等の状況により、奨学生として適性を欠くと認められるとき。またその他財団奨学生としての不適格な状態となり、資格を失ったと判断される時。
- (5) 財団理事会で奨学金を打ち切ると判断したとき。

9. 転・退学

財団は、奨学生が退学又は他大学等に転学した場合は、奨学金の給付を辞退したとみなす。

10. 返納

財団は、奨学金の給付後において、前述の7. 8. 9. の各号に該当することが判明した場合には、既に給付した奨学金の全部又は一部を返納させることができる。

11. 届出の義務

短期大学は、奨学生に次の各号の一つに該当する事情が生じた場合は、財団に届出なければならない。

- (1) 傷病、その他の事故により、1ヵ月以上欠席するとき。
- (2) 休学、復学、転科、転学部及び退学したとき。
- (3) 新たに他の奨学機関から給付を受けるとき。
- (4) 身上、住所等、重要な事項に異動があったとき。
- (5) その他財団が上記各号等について確認を求めたとき。

12. 修学状況の提出

短期大学は6ヵ月ごとに修学状況に関する成績証明書の写しを財団へ報告、2年次は国家試験対策を講ずること。また、卒業から1ヵ月以内に、国家試験合格証(写し)、学位記(写し)、成績証明書(写し)と修学に関する報告書を財団へ提出する。(様式任意) なお、奨学生が学位取得遂行の可能性がないと判断した場合は、速やかに財団へ報告する。

13. その他留意事項

短期大学は、本制度による奨学生に対し、各自において留学等に関する情報収集に努めるようご指導ください。加えて、留学中は、安全管理健康管理に努めるよう指導ください。留学中における事故、疾病等に、財団では費用の負担等はいりません。必ず、保険等に加入するようご指導ください。

14. 個人情報の取扱い

提出された個人情報は、財団の奨学生としてホームページ上で公開することをはじめ、本制度実施のために利用されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金等の重複受給の防止等のために照会があった場合は必要に応じて提供されます。その他、この利用目的の適正な範囲において、大学院・在外公館・行政機関・公益法人及び業務委託先等に必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

15. 本件照会先・応募申込先

本件に関する照会は、応募書類を提出する短期大学経由でお問合せください。
応募者からの直接問い合わせは受けません。

一般財団法人 井内アジア留学生記念財団 事務局

Tel: 06-6225-2901

E-mail: iuchi_myanmar@iuchizaidan.or.jp